

## 労働者公益通報について

### 公益通報とは？

いわゆる「内部告発」のことです。会社など事業所の内部で、法令違反行為が行なわれた、または行なわれようとしていることを、その会社などの内部で働く労働者や取引先の労働者が、中傷など不正の目的でなく、事実に基づいて通報することをいいます。

### 公益通報者保護法とは？

内部告発を行なった人が、そのために解雇されたり、不利益を受けたりしないよう、通報者を保護することを目的とした法律です。  
会社などの事業者のもとで働いている労働者が、国民の生命、財産などにかかわる法令違反行為が組織内部で行なわれた、または行なわれようとしていることを通報したことで、解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう、公益通報者に対する解雇の無効、不利益な取り扱いの禁止などが定められています。

## 公益通報となるために必要な事項

### \* 労働者であること

法令違反を行なっている、または行なおうとしている事業者（会社など）の正社員、アルバイト、パートタイマー、派遣社員、取引先の労働者の通報のみ、公益通報となります。

上記以外の方の通報は、情報提供として受け付けます。

### \* 不正な目的ではないこと

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的で行われた通報は保護の対象になりません。

### \* 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

単なる伝聞などではなく、通報内容を裏付けと思われる内部資料などの証拠がある場合など、相当の根拠が必要です。

#### \* 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限があること

処分・勧告する権限が他の行政機関にある場合、正しい通報先をお知らせします。

#### 通報する際に必要な事項

- ・ 住所
- ・ 氏名（匿名を希望される方は公益通報にならず、情報提供として受け付けます）
- ・ 連絡方法（電話番号、メールアドレスなど）
- ・ 法令違反を行なっている、または行なおうとしている事業者（会社など）の名称、所在地
- ・ 法令違反、または法令違反のおそれのある行為の概要
- ・ 通報内容を裏付ける資料の有無

#### 通報をいただいたあとの対応

1. 公益通報として受理した旨、または受理しなかった旨を通報者にお知らせします。
  2. 通報すべき行政機関が市ではなく他の行政機関であった場合は、通報者に正しい通報先をお知らせします。
  3. 受理した通報について調査を行ない、通報内容が明らかになったときは、速やかに改善措置と再発防止策を講じます。
  4. 通報の受理から措置までの必要と見込まれる期間、調査の進捗状況、調査の結果、措置の内容の通知を通報された方が望む場合は、お知らせいたします。
- \* 事業者は通報したことを理由に通報者の解雇を行った場合無効となります。また、降格や専ら雑務に従事させるなど通報者に不利益な取り扱いを行うことが法律により禁止されています。
- \* 通報者の氏名等の個人情報や秘密は厳重に守られます。

#### 通報窓口

経済部 商工課

通報方法 …… 郵便、電話、ファクス、電子メール、面談

- …… 書面の場合 〒 509-6195 瑞浪市上平町1-1 商工課宛
- …… 電話の場合 0572-68-2111 内線 481・499
- …… ファクスの場合 0572-68-9862 \*商工課宛と記載してください。
- …… 電子メールの場合 shoko@city.mizunami.lg.jp
- …… 面談の場合 商工課までお越しください。